

# 鉱山評価制度

## ◆目的◆

リスクマネジメントの定着による自主保安推進、鉱業権者のリーダーシップ発揮の契機のため。

## ◆イメージ◆

- ① 鉱山自らが評価する全国統一制度。
- ② 評価基準に鉱業権者や現場の労働者を含む幅広い関係者の意見を反映。評価基準表は公表。
- ③ 鉱業権者が自山の保安レベルを確認し、その維持・向上を目指す動機となる制度。

## ◆制度の概要◆

### 1. 評価の分類方法

鉱種、規模(鉱山労働者数)で分類。分類は、運用後、必要があれば再検討。

### 2. 評価結果の集計及び公表方法

評価結果は年1回程度集計。全国の鉱山評価結果(点数)を鉱種及び規模(鉱山労働者数)毎に、得点と鉱山数の関係を示す度数分布として公表。

### 3. 評価基準表

★評価は、得点方式とし、評価各項目の得点の合計を鉱山の評価とする。

★評価項目

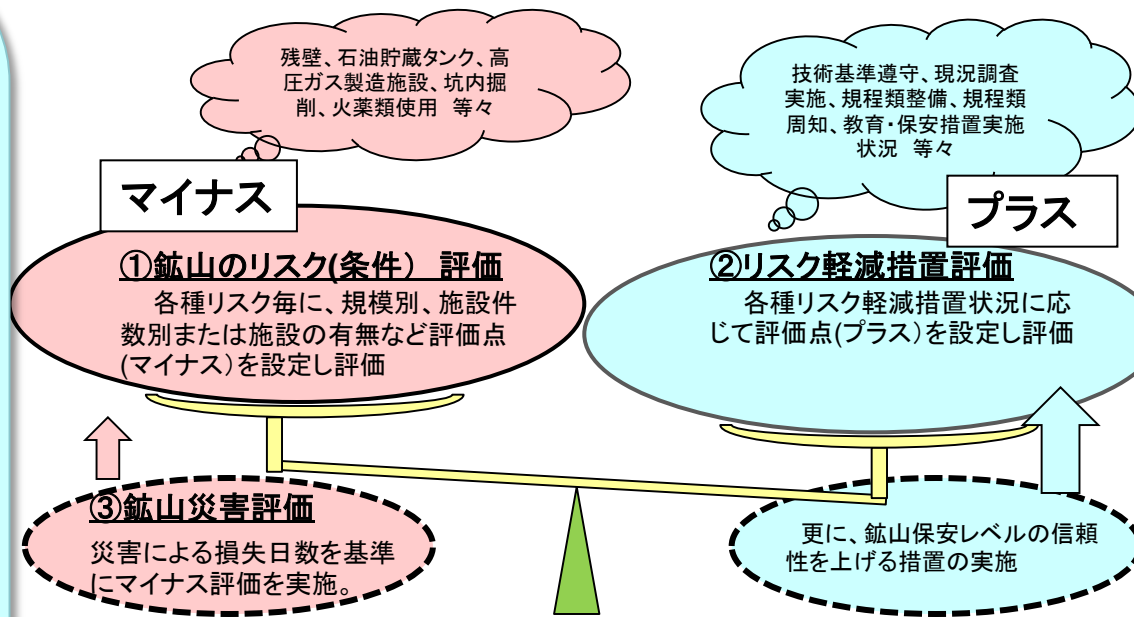
#### <評価表1>: 鉱山リスク(条件)とリスク軽減措置の評価

右図のように、① 鉱山のリスク(条件)(マイナス評価)の評点項目の配点が、② リスク軽減措置(プラス評価)の評点項目の配点により、必要な措置で相殺されるように設定。さらに保安レベルの信頼性を上げる措置でプラス評価も可能。このことにより、鉱山のリスクに対応した軽減措置がより高いレベルに向くように設定。

#### <評価表2>: 会社のリスクマネジメントの仕組み、取組状況の評価

鉱山の保安PDCA活動を支える仕組みを会社として構築し、これが鉱山の現場に有効に機能しているかを評価できる項目を評価。

(例: 安全活動の経営上の位置づけ、保安規程及び保安措置の改善向上の仕組みへの経営トップの関与度合い、保安に係る資材・人員・予算計画の策定状況とその達成率、教育、訓練計画の策定状況とその達成率 など)



マイナス評価項目の配点がプラス評価項目の配点で相殺されるよう設定。

鉱山のリスクに対応した軽減措置がより高いレベルに向くように設定。

### 検討課題

- 「基準の客観性」「評価結果の適切性の確認」
- 「小規模鉱山の取扱い」「鉱害関係の評価の取扱い」